

(1) 適用除外の基準  
別表第1(第5条関係)

1 公益的施設等への寄贈者名等表示広告の禁止地域、禁止物件及び許可地域における適用除外・許可不要基準

区 分	条 例 第 8 条 第 1 項 第 4 号 の 基 準	
	禁 止 地 域	許 可 地 域
個 数	1 個	
表 示 面 積	表示の方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を平面とみなしたものの面積の10分の1以下、かつ、0.5㎡以下	
色 彩	地色は、けばけばしい色を使用していないこと	特に定めない
表 示 方 法	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと	

備考 この表に掲げる基準のほか、別表第2の一般基準を満たすこと。

2 自家広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準

区 分	条 例 第 8 条 第 2 項 第 1 号 の 基 準	
	禁 止 地 域	許 可 地 域
1 事業所当たりの表示合計面積	5㎡以下	10㎡以下
設 置 場 所	1 建物（屋上を除く。）及び敷地内 2 敷地の外に突き出さないこと	
1 事業所当たりの突出し広告物の個数	1 個	特に定めない
1 壁面の利用割合限度	2分の1以下	
色 彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと	特に定めない
表 示 方 法	1 ネオン管を使用していないこと 2 照明は、点滅しないこと 3 回転灯を使用していないこと 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと	特に定めない

備考

- 1 条例第4条第1項第14号の規定のみにより禁止地域とされた学校及び病院については、右欄の基準を適用する。
- 2 この表に掲げる基準のほか、この表に定めのない基準については、別表第2の許可基準（禁止地域にあっては、第1種許可地域の基準）を満たすこと。

### 3 管理広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準

区 分		条 例 第 8 条 第 2 項 第 2 号 の 基 準	
		禁 止 地 域	許 可 地 域
土 地 又 は 建 築 物 の 管 理 の た め に 必 要 な 廣 告 物	表示合計面積	5 m <sup>2</sup> 以下	10 m <sup>2</sup> 以下
	設置場所	1 建物（屋上を除く。）及び敷地内 2 敷地の外に突き出さないこと	
	広告物等の上端の 地上からの高さ	3 m以下。ただし、建築物等の壁面に表示するものについては、この限りでない。	
工 作 物 等 の 管 理 に 必 要 な 廣 告 物	表示面積	表示の方向から見た場合における 工作物その他の物件の外郭線内を 平面とみなしたものの面積の5分 の1以下、かつ、5 m <sup>2</sup> 以下	表示の方向から見た場合における 工作物その他の物件の外郭線内を 平面とみなしたものの面積の5分 の1以下、かつ、10 m <sup>2</sup> 以下
		個 数	1個
( 共 通 )	色 彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗 色を使用していないこと 2 表示面積の2分の1を超えて けばけばしい色を使用してい ないこと	特に定めない
		危害防止のためのものについては、 この限りでない	
	表示方法	1 ネオン管を使用していないこと 2 照明は、点滅しないこと 3 回転灯を使用していないこと 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料 又は材料を使用していないこと	特に定めない
危害防止のためのものについては、 この限りでない			

備考 この表に掲げる基準のほか、別表第2の一般基準を満たすこと。

### 4 冠婚葬祭、祭礼等一時的広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準

区 分		条 例 第 8 条 第 2 項 第 3 号 の 基 準	
		禁 止 地 域	許 可 地 域
表示期間	2週間以内（市長が特にやむを得ないと認めるときは、1月以内で市長が定める期間）		

### 5 講演会等会場敷地内広告の禁止地域及び許可地域における適用除外・許可不要基準

区 分		条 例 第 8 条 第 2 項 第 4 号 の 基 準	
		禁 止 地 域	許 可 地 域
広告物等の種類	屋上広告物以外の広告物等であること		
表示内容	催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等当該催物の案内に必要な事項（商品名を除く）を表示するものであること		
表示期間	開催される日の5日前から終了する日まで		
表示方法	広告旗は、道路の路肩から5 m以内に設置する場合には、相互の間隔を5 m以上とすること。ただし、設置する本数が3本以下の場合には、この限りでない。		

## 6 自家広告の禁止地域における適用除外・許可基準

区 分	条 例 第 8 条 第 3 項 第 1 号 の 基 準
	禁 止 地 域
1 事業所当たりの表示合計面積	10㎡以下
設置場所	1 建物（屋上を除く）及び敷地内 2 敷地の外に突き出さないこと
1 壁面の利用割合限度	2分の1以下
色 彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと
表 示 方 法	1 ネオン管を使用していないこと 2 照明は、点滅しないこと 3 回転灯を使用していないこと 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと

備考

- 1 条例第4条第1項第14号の規定のみにより禁止地域とされた学校及び病院については、別表第2の許可基準を適用する。
- 2 この表に掲げる基準のほか、この表に定めのない基準については、別表第2の第1種許可地域の基準を満たすこと（備考1に該当する広告物等を除く。）。

## 7 道標、案内図板等の禁止地域における適用除外・許可基準

区 分	条 例 第 8 条 第 3 項 第 2 号 の 基 準	
	禁 止 地 域	
案 近 内 隣 広 店 告 舗 等	表示内容等	1 禁止地域及び禁止地域から1km以内の区域内にある店舗、工場、事業所等の案内誘導を目的とするもので、当該店舗、工場、事業所等が主要な道路に接していない等その表示又は設置が特にやむを得ないと市長が認める場合で、良好な景観又は風致を害さないときに限る。 2 名称、事業内容、方向、距離等の案内誘導をするのに必要な最小限の事項（商品名を除く）を表示するものであること。
	表示面積	1表示面0.5㎡以下、かつ、1㎡以下
	表示面積 (集合広告の場合に限る)	1表示面1㎡以下、かつ2㎡以下
	個 数	当該禁止地域につき2個以下
	形 状	長方形
図 道 所 板 標、 等 他 案 内 の	表示面積	2㎡以下
	寄贈者名等の表示割合	1面の10分の1以下
	表示内容	商業広告その他の営利を目的とするものでないこと

(共通)	上端の高さ	道路面から3m以下
	色 彩	1 地色は、けばけばしい色及び暗色を使用していないこと。 2 表示面積の2分の1を超えてけばけばしい色を使用していないこと
	表 示 方 法	1 ネオン管を使用していないこと 2 照明は、点滅をしないこと 3 回転灯を使用していないこと 4 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと

備考 この表に掲げる基準のほか、別表第2の一般基準を満たすこと。

## 8 自家広告の禁止物件における適用除外基準

区 分		条例第8条第5項第1号の基準	
		禁 止 地 域	許 可 地 域
石垣及び擁壁の類	表 示 面 積	禁 止	1 壁面の4分の1以下、 かつ、30㎡以下
送電塔、送受信塔 及び照明塔の類	表 示 面 積	2㎡以下	10㎡以下
煙突及びガスタンク、水道 タンクその他タンクの類	表 示 面 積	垂直断面の4分の1以下、 かつ、5㎡以下	垂直断面の4分の1以下

## 9 政治団体のはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の許可地域・許可不要基準

区 分		条例第8条第7項の基準	
		許 可 地 域	
はり紙及び はり札等	表 示 面 積	1㎡以下	
	表 示 方 法	はり紙は、糊ばりしないこと。	
広 告 旗	規 格	縦2m以下、横1m以下	
	表 示 場 所	1 建物敷地内に限る。 2 道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互の間隔を5m以上とすること。ただし、設置する本数が3本以下の場合は、この限りでない。	
立看板等	規 格	縦2m以下、横1m以下、脚部の長さ0.5m以下	
(共通)	表 示 内 容	1 表示期間の始期及び終期を明示していること。 2 表示者又は管理者名及びその連絡先を明示していること。	
	表 示 期 間	1月以内	